

税務トレンド 四季報

第60回

税金はキャッシュレスで納付する時代へ

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、令和6年5月以降は一部の納付書について送付を取りやめています。4月からスタートした自動ダイレクトの機能も含めて、国税のダイレクト納付についてご紹介いたします。

1. **ダイレクト納付とは**
ダイレクト納税の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。
(1) **納付方法**
パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

ダイレクト納付手続の一般的な流れ	
初回手続	①e-Taxの利用開始手続
	②ダイレクト納付利用届出書の提出 (複数の預貯金口座を利用する場合は、預貯金口座ごとにダイレクト納付利用届出書を提出) ※ダイレクト納付口座の届出(書面)の提出から利用開始まで約一か月かかります。余裕を持ったスケジュールでお申し込みください。
申告	③e-Taxで申告書等を作成・送信 ※税理士による代理送信も可能です。
納付	④メッセージボックスに格納された受信通知を確認
	⑤今すぐ納付するか納付日を指定して納付するかを選択し、口座引落し
	⑥メッセージボックスに格納された受信通知により、引落しが完了したことを確認 ※即時or指定日に口座引落しで納付となります。手数料はかかりません。

(2) 事前手続
e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

2. 令和6年4月からはさらに便利に！自動ダイレクト機能
(1) **自動ダイレクトとは**
e-Taxの申告データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示されるので、チェックを入れて送信すると、申告データとの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができるようになります。自動ダイレクトは各申告手続の法定納期限となります。
なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。



② 残高確認について
引落日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。残高不足等で引落しができない場合は、法定納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

※尚、地方税については、e-TAXによる手続きが別途必要です。

(参考文献：国税庁HP)

税理士(光廣 昌史)

法廷納期等当日に申告手続きをする日	納税額
令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

(2) 利用に当たっての注意事項
① **納税額の上限について**
法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、左記の表のとおり納税額に制限があります。



株式会社 オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel.082-294-5000 Fax.082-294-5007
www.office-m.co.jp

税務会計業務 / コンサルティング業務
ファイナンシャル業務 / 事業承継対策業務